

## 市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 20 日

市川町要綱第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電力、ガス等のエネルギー価格の高騰による家計の経済的負担の軽減及び地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に資するため、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具製品（以下「省エネ家電」という。）の購入等を行う者に対し、予算の範囲内で市川町省エネ家電購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第 2 条 補助金の交付の対象となる省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）は、市川町（以下「町」という。）内又は町外の販売店又は事業所で購入（インターネットでの購入を除く。）した次に掲げる製品とし、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) エアコンディショナー（以下「エアコン」という。） 日本産業規格 C9901（目標年度 2027 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 100 パーセント以上であるもの（壁掛形に限る。）
- (2) 冷蔵庫及び冷凍庫（以下「冷蔵庫等」という。） 日本産業規格 C9901（目標年度 2021 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 100 パーセント以上であるもの
- (3) LED 照明機器 屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものや屋外用を除く。）

2 補助対象製品は、既存の製品から買替え購入（照明機器については LED 以外から LED への買替え）した製品（新品、未使用品に限る。）とし、リース品は対象としない。ただし、エアコンに関しては、新規に購入した場合（リース品を除く。）も対象とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請をした日において町内に住所を有し、かつ、次条に規定する期間内に、自己が居住している住宅（店舗付き住宅の場合は居住部分に限る。）に補助対象製品を設置する者（自己が居住している共同住宅に対して工事を行う場合には、所有者の了解を得ている場合に限る。）

- (2) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付の決定を受けた者又は受ける見込みのある者がいないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 国、県、その他の団体から同種の補助金等の交付を受けていない者
- (5) 自己所有の目的で省エネ家電を購入する者
- (6) 市川町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等でないこと。

（補助対象期間）

第 4 条 補助対象期間は、次のとおりとする。ただし、期間内に、予算上限に達したときはこの限りでない。

- (1) 補助対象製品の購入、設置が、令和 8 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に完了していること。
- (2) 補助金の交付申請及び請求が、令和 8 年 5 月 11 日から同年 10 月 9 日までの期間に完了していること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電購入支援事業に要する経費のうち次に掲げる経費とし、家電リサイクルに係る費用、延長保証料、付属品、配送料、手数料等購入に付随する経費は対象外とする。

- (1) 補助対象製品の本体購入費
- (2) 設置工事費
- (3) 消費税及び地方消費税

2 割引クーポン、各種ポイント、商品券、町が発行する市川町地域商品券「市川 Pay season7」等を使用して購入した場合は、それら相当額を差し引いた後の額を申請対象額とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助対象経費の合算額（同じ又は異なる補助対象製品を複数組み合わせで購入可）が 5 万円を超える場合に限り、補助金を交付するものとし、その額は、前条の規定により算定した補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の交付額は 5 万円を上限とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付申

請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、第4条第2号の期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品購入に係る領収書等の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
  - ア 購入日
  - イ 購入店名
  - ウ 購入製品名又は型番
  - エ 購入費用（支払明細の記載等補助対象経費が確認できるもの）
- (2) メーカーが発行した補助対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券の排出者控の写し（エアコン及び冷蔵庫等の買替えの場合に限る。）
- (4) 設置前の写真（LED照明機器への買替えに限る。）
- (5) 設置後の写真
- (6) 補助対象家電の省エネ基準達成率が100パーセント以上のものであることが分かる書類の写し（エアコンの買替え若しくは新設又は冷蔵庫等の買替えの場合に限る。）
- (7) 申請者本人の確認書類の写し（住民票の住所と一致していること。）
- (8) 補助金の振込先通帳等の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人（申請者本人名義の口座に限る。）が分かるもの）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請は、開庁日時の窓口での申請のみとする。

3 町長は、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を停止するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

3 町長は、補助金の交付事務に必要な事項について、申請者の同意を得た上で、町税の完納状況及び住民基本台帳で世帯情報の確認をすることができる

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者に対し、第6条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた申請者(以下「被交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付の決定の取消しの必要を認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、速やかに被交付者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、被交付者に対し、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第12条 被交付者は、補助金に係る省エネ家電について、これを取得した日から6年を経過するまでの間に、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(協力の要請)

第13条 町長は、被交付者に対し、町が実施する省エネルギー及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

2 被交付者は、町長から前項の調査への協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、令和14年9月30日までの間、なおその効力を有する。